

慶長 16 年本『節用集』漢字字体について

徐 茂 峰

1 はじめに

「節用集」は室町時代中期に成立し、江戸時代を経て明治期まで作り続けられた、漢字を書くための国語辞書である。使用の漢字は易林本『節用集』のように、端正な楷書が示されたものと、寿閑本¹⁾・草書本『節用集』のように草書²⁾が示されたものもあれば、本行に草書の漢字を置き、左傍に楷書の漢字を添え、草書と楷書の2体を併示するものもある。特に近世に入り、もっとも一般的な形態として流布されたのは草書と楷書を並べて記載する2体の「節用集」である。上田・橋本(1916)によれば、本行に草書の漢字を記し、左傍に楷書の漢字を掲げる形式を導入したのは慶長16年本『節用集』がはじめてとされる。この本に関しては、高梨(1984・1992)、佐藤(2008)では、本行の草書部分が寿閑本『節用集』から派生されたとあり、寿閑本『節用集』との関連が説かれている。しかしながら、草書の左傍にある楷書の漢字に関する研究は皆無に等しく、その中で考究されてしかるべき楷書の漢字字体³⁾の決定にどのようなものが関与したかを解明するための調査には未だ着手されていない。本稿では、以上の点を中心課題に据えつつ、その答を探ろうとする試みである。

2 慶長 16 年本『節用集』について

調査で使用する慶長16年本『節用集』は国立国会図書館デジタルコレクションに収録のものである。慶長16年本『節用集』自体について、誕生の経緯については上田・橋本(1916)が「……然るに草体のみでは正しい字形を知る事ができないから、慶長十六年本に至って、始めて易林本と草書本との長所を併せ、草書の傍に楷書を加へて真草二行となし、更に便利を増したから、その後の節用集は皆、之を模範とするやうになった。……」(縦書きを横書き、漢字を現行の字体に改め、仮名遣いは元のままとした)と説く。

構成と体裁などについては、本稿で使用する国立国会図書館デジタルコレクショ

(2)

ンに収録されるものの書誌情報が見られないため、敢えて上田・橋本(1916)に詳しく紹介された東京帝国大学付属図書館蔵慶長16年『節用集』の書誌情報をすこし引用し、参考に供する。

慶長十六年本 刊本二卷二冊 / 東京帝国大学付属図書館蔵 / 美濃紙形、丈九寸二分五厘、幅六寸三分、広い行と狭い行とが交互にある八行の罫がある。四方の欄界は稍太い単線で、其の丈七寸八分五厘、幅五寸五分、柱には「節用集一上」「節用集一下」と丁数を記入してある。上巻は伊部より具部に至る百十四丁、第一丁の最初には、最上に「伊」の字、其の下に「節用集卷上」の字を何れも白字であらしてある。最後の丁の裏面は一面に黒く、其の中に、白字で、上方には片仮名の伊呂波を七行に並べ、下方には乾坤以下の門名を一つ一つ扁平な圏内に横書したものを五段三行に列ねてある。下巻は屋部より須部までと付録とであって、総て百三十八丁、巻頭の体裁は上巻に準じ、最初に「屋」の字、其の下に「節用集卷下」の字がある。……(「/」が改行を表す。縦書きを横書き、漢字を現行の字体に改め、仮名遣いは元のままとした)

3 調査方法

徐(2019)の調査過程の中で、易林本『節用集』と近世初期6本の2体「節用集」と、伊部言語門共通掲出の漢字字体を比較した時、近世初期6本の2体「節用集」のうち、もっとも易林本『節用集』に近い関係をもつのが慶長16年『節用集』であったことが観察できた。そこで、慶長16年本『節用集』漢字字体の決定にどのようなものが関わるかを調査していく上で、最初に対照的に取り上げるのは易林本『節用集』であろう。易林本『節用集』にはいくつかの版が報告されているが、本稿では天理図書館蔵の原刻本(天理図書館善本叢書所収による)を使用する。

慶長16年本『節用集』全巻の調査が望まれるが、今回はサンプル調査の形をとり、伊部所収の漢字を調査の対象とし、易林本『節用集』との対照を通して両辞書の字体異同を比較する。具体的には以下の手続きで検討する。

第一に、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』が共通する語を見出し、対応できる語を単字に分解し、対応できる漢字を1回しか現れない漢字と複数回現れる漢字という2つのタイプに類別する。

第二に、2本に1回しか現れない漢字については、各文字ごとに、見比べる方式で漢字字体の異同比較を行う。

第三に、2本に複数回現れる漢字については、まず、各漢字がそれぞれ2本において何字体見られるかを見出す。次に字体の異同を比較する。

第四に、第二と第三の調査結果を纏め、慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と字体の面においてどのぐらいの異同があるか、その異同率を算出する。

4 本稿で用いる漢字字体の概念について

漢字の字体が示す概念は論者によって異なり、必ずしも一致してはいない。そして、「字形」「字体」の用語が特に断られることもなく、用いられている。しかし、「字形」あるいは「字体」とはどのようなレベルのものを指すのか、どのような基準で分けるのか、は未だ定まっていないと言えるだろう。

そこで、本稿は字体を紙に現れた、筆走りやデザインによる諸要素を捨象した上で成立したものと捉える。〔 〕で括り、原則として明朝体の範囲内で表示できるものを用い、表示できないものについて、今昔文字鏡もしくは筆者の作字によって表現する。

5 伊部における易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の漢字字体の比較

5.1 伊部における2本の漢字収録数

伊部において、実際に易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』に収録の総語数を調べたところ、易林本『節用集』が507語、慶長16年本『節用集』が512語という結果となり、収録の総語数から見ると、両者にさほど大差はないと見ることができる。易林本『節用集』所収の507語と慶長16年本『節用集』所収の512語に、易林本『節用集』にしか見られない特有語が〈一處⁴⁾〉〈魘⁵⁾〉の2語がある。また、〈一縮〉〈一紀〉〈一周忌〉〈一落索〉〈彈棋〉〈妨嫌〉〈造医〉の7語は慶長16年本『節用集』にしか見られない特有語である。2本の特有語を除くと、共通する語が505という数値を得ることができる。これをまとめたのが以下の表1である。

表1：2本総語数・特有語数・共通語数

	総語数	特有語数	共通語数
易林本『節用集』	507	2	505
慶長16年本『節用集』	512	7	

(4)

共通する 505 語を単字に分解し、単字レベルで 2 本が対応する漢字の総字数（延べ）を調査したところ、897 字が確認できる。この 897 字を出現頻度により、1 回しか現れない場合と複数回現れる場合に分け、それらに属する字数の内訳を表にしたのが表 2 である。

表 2：出現頻度による 897 字の分布

出現頻度	字数
1 回しか現れない場合	433 字
複数回現れる場合	120 字
合計	553 字

表 2 からわかるとおり、1 回しか現れないのが 433 字、複数回現れるのが 120 字となっている。

5.2 2 本に 1 回しか現れない漢字字体の比較

先述のとおり、2 本に 1 回しか現れない漢字に 433 字がある。まず、この 433 字を対象に、字体の面において易林本『節用集』と慶長 16 年本『節用集』とを比較する。

同一漢字の 2 字体の異同比較にあたって、本稿では、以下の基準を設ける。

1、両者の間に画数が変わらない場合、基本的に「同じ字体」と認める。

* 前述したとおり、字体が筆走りやデザインによる諸要素を除いたものと捉えられるから、線と点の長短・向き、はね、突き抜け、接触などの差異が見られる場合、字体の要素とは考えない。→例 (1)

ただし、〔幼〕・〔幼〕、〔妹〕・〔妹〕など、線の突き抜け、長短によって、パーツの構造が完全に別のものになる場合、この 2 字体を字体の差と見ることにする。

2、両者の間に画数が変わる場合、基本的に「違う字体」と認める。

* 画数に変わりが見られるが、2 本の一方に版の傷みなど、人為的に生じた要素によらない欠画を字体の差と見なさない。→例 (2)

* 〔馬〕と〔馬〕など、画数に変わりが見られるが、〔馬〕→〔馬〕が運筆の際に省画化され、〔𠂔〕から「一」となったパターンもあれば、このような書く習慣が定着しており、逆に「一」から〔𠂔〕、〔馬〕が〔馬〕となったパターンもある。よって、〔馬〕と〔馬〕などは字体の差と認定しない。1 点しんによつと 2 点しんによつともこれに含める。

例 (1)



左：易林本『節用集』
右：慶長 16 年本『節用集』

例 (2)



左：易林本『節用集』
右：慶長 16 年本『節用集』

さて、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の掲出字体を比較し、一致・不一致の字数の内訳を整理したのが表3である。

表3：易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』における433字の字体比較の結果

類型	字体の一致	字体の不一致	除外	合計
字数	375	56	2	433
割合	86.6%	12.9%	0.5%	100%

表3から明らかなように易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』は字体一致の字数が375字(86.6%⁶⁾)、字体不一致の字数が56字(12.9%)、除外が2字⁷⁾(0.5%)存在することがうかがわれる。慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と完全に同じ字体を掲出するとは言えないものの、一致率が不一致率より7倍近く高い。

2本に1回しか現れない漢字のうち、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の間に字体の差異が認められるものに56字がある。はじめに56字の2本における各掲出字体の差異に注目し、慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と比べ、そこに見られる変化を次の「一」から「五」のように類型化した上⁸⁾、通し番号をつけながら、具体的に詳細の変化を示す。同じ変化が複数の漢字にあるものを網掛けしてある。

一、「漢字を構成する要素が類似の別要素へ変化するもの」

①	奇→奇 ⁹⁾	【崎】：〔崎〕→〔崎〕 ¹⁰⁾ 【綺】：〔綺〕→〔綺〕	②	未→未	【妹】：〔妹〕→〔妹〕
③	力→刀	【幼】：〔幼〕→〔幼〕	④	東→東	【蘭】：〔蘭〕→〔蘭〕 【諫】：〔諫〕→〔諫〕
⑤	几→几	【虎】：〔虎〕→〔虎〕	⑥	几→几	【没】：〔没〕→〔没〕
⑦	人→人	【魍】：〔魍〕→〔魍〕 【輜】：〔輜〕→〔輜〕 【臍】：〔臍〕→〔臍〕	⑧	敝→敝	【繁】：〔繁〕→〔繁〕
⑨	弓→乃	【穢】：〔穢〕→〔穢〕	⑩	犬→大	【衡】：〔衡〕→〔衡〕
⑪	伐→代	【筏】：〔筏〕→〔筏〕	⑫	𠂔→𠂔	【脚】：〔脚〕→〔脚〕 【御】：〔御〕→〔御〕
⑬	月→日	【問】：〔問〕→〔問〕	⑭	太→犬	【駄】：〔駄〕→〔駄〕
⑮	朮→木	【術】：〔術〕→〔術〕	⑯	負→頁	【頼】：〔頼〕→〔頼〕

(6)

17	彡→彳	【犯】：〔犯〕→〔犯〕
19	門→門	【闕】：〔闕〕→〔闕〕
21	壺→生	【勢】：〔勢〕→〔勢〕
23	用→田	【勇】：〔勇〕→〔勇〕

18	采→米	【審】：〔審〕→〔審〕
20	壺→幸	【熱】：〔熱〕→〔熱〕
22	マ→口	【含】：〔含〕→〔含〕

二、「漢字を構成する要素が類似の同要素へ変化するもの」

24	𠂇→𠂇	【者】：〔者〕→〔者〕
26	眞→眞	【巔】：〔巔〕→〔巔〕
28	且→且	【傷】：〔傷〕→〔傷〕
30	尊→尊	【蹲】：〔蹲〕→〔蹲〕
32	月→月	【愍】：〔愍〕→〔愍〕
34	虍→虍	【虜】：〔虜〕→〔虜〕
		【虜】：〔虜〕→〔虜〕
36	目→目	【𦉳】：〔𦉳〕→〔𦉳〕
		【興】：〔興〕→〔興〕
38	扌→扌	【段】：〔段〕→〔段〕
40	世→世	【葉】：〔葉〕→〔葉〕
42	蚤→蚤	【搔】：〔搔〕→〔搔〕
44	為→為	【偽】：〔偽〕→〔偽〕

25	𠂇→𠂇	【鱗】：〔鱗〕→〔鱗〕
27	頁→頁	【擾】：〔擾〕→〔擾〕
29	奠→奠	【躑】：〔躑〕→〔躑〕
31	𠂇→𠂇	【劑】：〔劑〕→〔劑〕
		【齋】：〔齋〕→〔齋〕
33	壽→壽	【禱】：〔禱〕→〔禱〕
35	虍→虍	【虎】：〔虎〕→〔虎〕
37	ナ→厂	【灰】：〔灰〕→〔灰〕
39	𠂇→𠂇	【飲】：〔飲〕→〔飲〕
		【饜】：〔饜〕→〔饜〕
41	享→享	【孰】：〔孰〕→〔孰〕
43	萑→萑	【勳】：〔勳〕→〔勳〕

三、「全体から部分へ分裂」

45	出→出	【出】：〔出〕→〔出〕
----	-----	-------------

四、「構成要素位置の置換」

46	左右→上下	【黥】：〔黥〕→〔黥〕
----	-------	-------------

五、「その他」

47	〔島〕→〔嶋〕	【島】：〔島〕→〔嶋〕	48	卑→早	【卑】：〔卑〕→〔早〕
----	---------	-------------	----	-----	-------------

易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の間に異なる字体が見られる56字については、2本における各掲出字体の差異に注目し、易林本『節用集』と比べ、慶長16年本『節用集』に見られた変化を5大項目48種類に分類した。具体的な変化

を代表するこの48種類を詳しく見てみると、①「奇→奇」（2字）、④「東→東」（2字）、⑦「入→人」（3字）、⑫「𠃉→𠃉」（2字）、⑳「𠃉→𠃉」（2字）、㉑「𠃉→𠃉」（2字）、㉒「𠃉→𠃉」（2字）、㉓「𠃉→𠃉」（2字）、㉔「𠃉→𠃉」（2字）、㉕「𠃉→𠃉」（2字）の変化が異なる漢字にわたって、実行されていることがわかる。

5.3 2本に複数回現れる漢字字体の比較

2本に複数回現れる漢字が120字あることは先述したとおりである。120字中、2本それぞれに各漢字が何字体見られるかをまず表4を以て報告する。

表4：2本掲出字体数の統計

	1字体	2字体	合計
易林本『節用集』字数	118	2	120
慶長16年本『節用集』字数	115	3	118

表4の合計の項で2本の字数が異なるのは、字体数の観察は同一漢字掲出の字体のもとに行うので、慶長16年本『節用集』120字中【倚】では【倚】の1字体〔倚〕と別字【椅】の1字体〔椅〕、【所】では【所】の1字体〔所〕と別字【処】の1字体〔處〕の2字を除いたためである。

表4より、易林本『節用集』にせよ、慶長16年本『節用集』にせよ、同一漢字が複数回現れる場合、最終的に1字体あるいは2字体に収斂されていくと捉えられる。特にいずれも1字体を掲出するのが際立ち、易林本『節用集』で120字中に118字(98.3%)があり、慶長16年本『節用集』で118字中に115字(97.5%)がある。2字体を掲出する漢字を挙げると、易林本『節用集』には【營】【靈】の2字で、慶長16年本『節用集』には【命】【騎】【回】の3字がある。同一漢字が複数回現れる時、2本とも字体の面で均質性を欠く事柄が存在するにもかかわらず、全体の傾向として基本的に同じ字体に合一されていくと言える。

複数回現れる時、易林本『節用集』120字の掲出字体数と慶長16年本『節用集』118字の掲出字体数は上掲のとおりで、慶長16年本『節用集』所収の【倚】【所】の2字を除いたため、結局2本の間に対応できる漢字が118字になる。この118字の2本における字体の対応を示すのが表5である。

(8)

表5：易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』における118字の字体の対応

易林本『節用集』	慶長16年本『節用集』	合計
1字体	1字体	113字
	2字体	3字
2字体	1字体	2字

今回の検討対象は表5の太線部の113字である。つまり、118字中、2本で2字体を掲出する5字を除き、2本とも字体の出現度数が1回のものだけを考察する。

易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の両者の間で1字体と1字体の対応の漢字数に表5に示した113字があって、そのうち、字体の一致及び不一致を調べると、一致が98字(86.7%)、不一致に15字(13.3%)がある。慶長16年本『節用集』の使用漢字字体は易林本『節用集』と完全に一致するものではないが、一致率が不一致率より7倍近く高いとすることができ、「2本に1回しか現れない漢字字体の比較」の調査結果とほぼ同じである。

易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の漢字字体を調査した結果では、15字に両者の字体の差異が認められる。はじめに15字の2本における各掲出字体の差異に注目し、慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と比べ、そこに見られる変化を次の「一」「二」のように類型化した上で、通し番号¹¹⁾をつけながら、具体的に詳細の変化を示す。示し方は5.2節と同じである。

一、「漢字を構成する要素が類似の別要素へ変化するもの」

④9	円→月	【清】：〔清〕→〔清〕	⑤0	内→内	【籬】：〔籬〕→〔籬〕
⑤1	干→土	【舍】：〔舍〕→〔舍〕	⑦	入→人	【兩】：〔兩〕→〔兩〕
⑤2	成→成	【幾】：〔幾〕→〔幾〕	⑬	月→日	【謂】：〔謂〕→〔謂〕

二、「漢字を構成する要素が類似の同要素へ変化するもの」

②4	夂→夂	【薯】：〔薯〕→〔薯〕	⑤3	幸→幸	【達】：〔達〕→〔達〕
		【緒】：〔緒〕→〔緒〕			
⑤4	尊→尊	【尊】：〔尊〕→〔尊〕	③9	倉→倉	【飯】：〔飯〕→〔飯〕
⑤5	放→放	【熬】：〔熬〕→〔熬〕	⑤6	甫→甫	【敷】：〔敷〕→〔敷〕
⑤7	自→目	【節】：〔節〕→〔節〕	⑤8	業→業	【様】：〔様〕→〔様〕

易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の間に異なる字体が見られる15字について、2本における各掲出字体の差異に注目し、易林本『節用集』と比べ、慶長16年本『節用集』に見られた変化を2項目14種類に分類した。具体的な変化を代表するこの14種類を詳しく見てみると、㉔「ㄨ→ㄨ」(2字)が異なる漢字に見られる。

2本に違う字体の対応が見られる合計71字中(5.2節の56字と本節の15字)に、易林本『節用集』と比べ、慶長16年本『節用集』に合計58種類の変化が観察できる。前出の通し番号を以て、以下示した計10種類の変化が違う漢字において見られるものである。

①	奇→奇	【崎】【綺】
④	東→東	【諫】【蘭】
⑦	入→人	【麴】【輻】【騰】【兩】
⑫	日→日	【脚】【御】
⑬	月→日	【間】【謂】
㉔	ㄨ→ㄨ	【者】【薯】【緒】
③①	旅→旅	【劑】【齋】
③④	虍→虍	【虜】【廬】
③⑥	目→目	【饜】【興】
③⑨	食→食	【飲】【饈】【飯】

慶長16年本『節用集』に、基本的に異なる漢字に含まれる同一要素を同じく書くという意識があると推測がつく。ただし、少ないが、以下の3組の例外が存在する。

㉔ㄨ→幸 ㉔ㄨ→生

③④虍→虍 ③⑤虍→虍

③⑩尊→尊 ③④尊→尊

5.4 易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の漢字字体の異同のまとめ

5.2節で除外とされる2字と5.3節で除外とされる7字の計9字を除き、今回、調査対象となったのは伊部の易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』に共通する合計553字中の544字である。この544字を「2本に1回しか現れない漢字字体の比較」と「2本に複数回現れる漢字字体の比較」という点で考察を行い、総じて易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』字体の一致及び不一致の字数を表6に纏めた。

表6：易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の字体異同を比較した結果

	字体の一致	字体の不一致	小計
1回しか現れない場合	375字	56字	431字
複数回現れる場合	98字	15字	113字
合計	473字	71字	544字

表6に見られるごとく、1回しか現れない431字の中に、字体が一致する漢字が375字、一致しない漢字が56字ある。複数回現れる113字の中に、字体が一致する漢字が98字、一致しないのが15字ある。合計544字の中、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』の漢字字体と、一致する字数が473字で87.0%の一致率である。一致しない字数が71字で13.1%の不一致率である。

易林本『節用集』との一致率が不一致率より七倍近く高いことから、慶長16年本『節用集』は「節用集」を必要とした時代の意識として、易林本『節用集』の影響を大きく受けていることは考えられる。

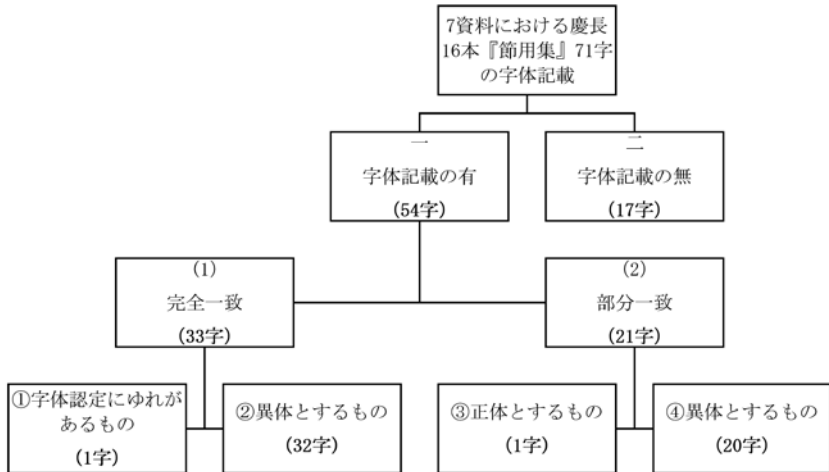
5.5 慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と異なる字体意識

以上の調査から、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』が異なる字体をもつ漢字に71字があり、この71字は、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』との基本的な字体意識の違いを表している一群である。これらについて慶長16年本『節用集』の字体意識がどのようなものに支えられているかを近世によく参照される中国の字書及び、近世に広く用いられている文字を正字という規範意識に照らした考察した異体文字資料を調査資料として考えてみることにしたい。以下に使用したテキストを示す。

- ▶ 『字彙』：『和刻本辞書字典集成』所収寛文11年京都忠興堂印本（巻首の〈从古〉、〈遵時〉、〈古今通用〉だけを調査）
- ▶ 『異体字弁』：『異体字研究資料集成』第2巻所収元禄5年序無窮会蔵
- ▶ 『正俗字例』：『異体字研究資料集成』第3巻所収元禄12年刊国立国会図書館蔵（不鮮明のところについて同資料所収享保4年刊国立国会図書館蔵を参照）
- ▶ 『倭楷正訛』：『異体字研究資料集成』第4巻所収宝暦3年刊東大國語研究室蔵
- ▶ 『同文通考』：『異体字研究資料集成』第1巻所収宝暦10年刊早大図書館蔵
- ▶ 『省文纂攷』：『異体字研究資料集成』第5巻所収享和3年刊国立国会図書館蔵

▶ 『正楷字覧』：『異体字研究資料集成』 第5巻所収天保5年刊国立国会図書館蔵

この7資料における記載の有無により、まず、この71字を一「字体記載の有」と二「字体記載の無」に分類し、一「字体記載の有」のうち、慶長16年本『節用集』の字体のそのものと一致する(1)「完全一致」と、慶長16年本『節用集』の字体と部分的に一致する(2)「部分一致」¹²⁾に分類する。そして、上記の7資料における記載内容により、(1)「完全一致」のうち、慶長16年本『節用集』の字体を①「字体認定にゆれがあるもの」と慶長16年本『節用集』の字体を②「異体¹³⁾とするもの」に、(2)「部分一致」のうち、慶長16年本『節用集』の字体を③「正体とするもの」と慶長16年本『節用集』の字体を④「異体とするもの」に再分類する。以上の分類と各類型に属する漢字数を以下に纏めた。



以上を通して見ると、71字のうち、54字は7資料のいずれかに字体の記載があり、17字はいずれの資料にも収録されていない。字体記載がある54字のうち、②と④の合計52字が7資料のいずれかに異体として認められ、71字中73.2%の割合を占める。易林本『節用集』にない字体の7割が近世期の文字資料に異体字として収録されることから、慶長16年本『節用集』の使用字体は当時の通用字体にも従ったことは確かだろう。

6 まとめと今後の課題

今回は、慶長16年本『節用集』の漢字字体をめぐり、その拠り所の調査を伊部の所収漢字に代表させ、易林本『節用集』との比較を通して行った。この小論において導かれた結果は以下のように纏められる。

(1)、本稿の中心をなす慶長16年本『節用集』漢字字体の拠り所について、易林本『節用集』との高一一致率から、慶長16年本『節用集』は「節用集」を必要とした時代の意識として、易林本『節用集』の影響を大きく受けていることは考えられる。しかし、不一致の字体があることから、全面的に易林本『節用集』によったとは考えがたい。易林本『節用集』にない字体の多くが近世の文字資料に異体として位置づけられていることから勘案すると、慶長16年本『節用集』の使用字体は当代の通用字体にも影響されたと結論づけられる。

(2)、易林本『節用集』も慶長16年本『節用集』も、同一漢字が複数回現れる場合、基本的に1字体に合一されていく。

(3)、易林本『節用集』と慶長16年本『節用集』が異なる字体の差異に注目した結果、慶長16年本『節用集』に、違う漢字に含まれる同一要素を基本的に、同じく書くという意識がある。

本稿は伊部をサンプル調査したに過ぎない。(1)の結果は全巻を通して、覆えるかどうかを今後の課題としたい。また、(2)と(3)が調査過程の中に観察されたから、2本の全巻にわたって、同一漢字の字体あるいは同一要素が異なる漢字に出現する場合、統一されているかどうか今後の研究課題とする。

調査資料

- ▶ 天理図書館善本叢書『節用集二種』所収の原刻易林本の複製による
- ▶ 慶長16年『節用集』：国立国会図書館デジタルコレクション
- ▶ 『字彙』：『和刻本辞書字典集成』所収寛文11年京都忠興堂印本（巻首の〈从古〉、〈遵時〉、〈古今通用〉だけを調査）
- ▶ 『異体字弁』：『異体字研究資料集成』第2巻所収元禄5年序無窮会蔵
- ▶ 『正俗字例』：『異体字研究資料集成』第3巻所収元禄12年刊国立国会図書館蔵（不鮮明のところについて同資料所収享保4年刊国立国会図書館蔵を参照）
- ▶ 『倭楷正訛』：『異体字研究資料集成』第4巻所収宝暦3年刊東大国語研究室蔵

- ▶ 『同文通考』：『異体字研究資料集成』 第1巻所収宝暦10年刊早大図書館蔵
- ▶ 『省文纂攷』：『異体字研究資料集成』 第5巻所収享和3年刊国会図書館蔵
- ▶ 『正楷字覧』：『異体字研究資料集成』 第5巻所収天保5年刊国会図書館蔵

引用・参考文献（五十音順）

- 石塚晴通（1984）『図書寮日本書紀研究篇』汲古書店
 （2000）「近世初期版本に於ける漢字字体の日本的標準」『訓点語と訓点資料』105
 （2009）「漢字字体規範データベース（HNG）—敦煌写本の位置—」『敦煌・吐魯藩出土漢文文書の新研究』東洋文庫
- 乾 善彦（1989）「元禄九年版『新撰万葉集』の文字意識—寛文七年版との比較を通して—」『帝塚山学院大学日本文学研究』20
 （1992）「同形異字小考—西本願寺本万葉集を資料として—」『国語文字史の研究1』和泉書院
 （1996）「字注にみる易林本節用集の同字意識」『国語語彙史の研究』16
 （1999）「書体と規範—近世の漢字字体意識の一側面—」『国語学』199
- 川瀬一馬（1943）『日本書誌学之研究』講談社（1971年復刊）
- 林 大（1984）「字体・字形・書体をめぐって」『日本語学』3（3）
- 佐藤栄作（1999）「草書・草化と字体」『国語と国文学』76（5）
 （2013）「字体とその示し方」『論集』（9）アクセント史資料研究会
- 佐藤貴裕（2008）「寿閑本節用集の意義：慶長刊行節用集の記述のために（〈特集〉資料研究の現在）」『日本語の研究』41
 （2019）『近世節用集史の研究』武蔵野書院
- 徐 茂峰（2019）「近世初期にみる二体「節用集」漢字字体の規範」関西大学『国文学』第103号
- 高田智和（2013）「行政用漢字の文字同定—汎用電子情報交換環境整備プログラムの場合—」『漢字字体史研究』勉誠出版
- 高梨信博（1984）「草書本節用集について—易林本節用集との比較を中心に—」『国文学研究』83
 （1992）「近世前期の節用集」『〔辻村敏樹教授古稀記念〕日本語史の諸問題』明治書院
- 高橋久子（1995）「易林本節用集の漢字字体について」『新釈漢文大系季報』87

- 藤田夏紀 (1995) 「前田本『色葉字類抄』と黒川本『色葉字類抄』の漢字字体の差異について：伊部の漢字」『鎌倉時代語研究』18
- 杉本つとむ (1998) 『日本文字史の研究』杉本つとむ著作選集〈5〉八坂書房

参照 URL

- 上田萬年・橋本進吉 (1916) 「古本節用集の研究」『東京帝国大学文科大学紀要』第2 → <http://www.let.osaka-u.ac.jp/~okajima/hasi/settyoosyuu/> (2019/04/20 確認)

注

- 1) 慶長15年刊、片仮名付訓、草書漢字のみで書かれる。
- 2) 草書漢字のみで掲出する「節用集」あるいは本文に草書の漢字を置き、左傍に楷書の漢字を添える2体「節用集」にある「草書」の用語について「草書」と呼ぶ研究者もいれば、「行草書」と呼ぶ研究者もいる。本稿では統一して「草書」と呼ぶことにする。
- 3) 断らない限り、今後、漢字字体が楷書のそれを指す。
- 4) 語として例示する場合は〈 〉で括って、明朝体の中から各辞書掲出の字体に近いものを取り、示す。
- 5) 慶長16年本『節用集』に〈𪛗〉ではなく、草書の〈齒〉と〈此〉が分裂した形のものが見られる。が、楷書が添えられず、本稿では、〈𪛗〉について慶長16年本『節用集』が易林本『節用集』と対応するものが無いと処理する。
- 6) 割合はすべて小数点以下第2位を四捨五入した。以下、同。
- 7) 【𪛗】【巡】は除外と扱う。【𪛗】は慶長16年本『節用集』の掲出字体が鮮明ではないため、比較できない。【巡】は易林本『節用集』が〔巡〕、慶長16年本『節用集』が〔順〕の掲出字体であり、同一漢字の異なる字体ではないため、字体異同の比較ができない。以降、漢字のことを指す場合、【 〵】で括って、明朝体の中から易林本『節用集』の掲出字体に近いものを取り、示す。明朝体に見つからない場合、IDSによる方法で表す。たとえば【𪛗打】が【打】を表す。
- 8) 1字の中に変化する部分が2箇所以上ある場合、見られる変化により、1字を異なる類型に分類されることもあることを断っておく。今回は、【虎】の1字ある。
- 9) 易林本『節用集』字体要素→慶長16年本『節用集』字体要素の形で示す。
- 10) 挙例の際に【用例字】：〔易林本『節用集』字体〕→〔慶長16年本『節用集』字体〕の形で示す。

- 11) 通し番号は 5.2 節の通し番号の続きとなっており、5.2 節と同じ種類の変化であれば、遠し番号も 5.2 節の番号をそのまま使用する。
- 12) 「部分一致」の調査について、易林『節用集』との差異の部分が 7 資料に記されているかどうかを調べる。記載があれば、部分一致と見なす。
- 13) ここでいう異体は広義の異体字のことを意味する。広義の異体字は杉本 (1998) 『日本文字史の研究』第五章「異体字と正字体の論」の異体字定義に従い、広義の異体字は通体・俗体・譌字 (誤用)・省文 (省字) などすべてを一括するものとある。

(じょ もほう / 本学大学院生、浙江農林大学講師)